



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第115号)

配信日 平成 28 年 8 月 4 日

「オリンピック財団」を名乗る事業者からの電話に注意！

<事例>

Aさん宅に「オリンピック財団」と名乗る事業者から、「東京オリンピックのチケットを 300 万円でお申込みされましたね。」と電話があり、身に覚えのないAさんは「申し込んでいない。」と答えると、「確かにあなたの名前で申込みがされているが、調査するので生年月日を教えてください。」などと個人情報を聞きだされました。

その後、再び電話があり、「調査の結果、あなたの名前が犯罪グループのリストに載っており、犯罪に利用されたようです。当財団の弁護士から連絡があります。」と言われ、さらに弁護士を名乗る人物から電話があり、「このままでは、あなたの銀行口座が差し押さえられ、年金が受け取れなくなる。リストから個人情報を削除する必要があるがお金が必要です。」などと言われ、個人宅あてに宅配便で現金を送付するよう指示されました。

<消費者センターからのアドバイス>

- 現時点で東京オリンピックのチケットは販売されていません。また、予約などの電話勧誘は詐欺です。応じないようにしましょう。
- あなたの個人情報が犯罪グループのリストに載っているなどと言われ、個人情報を削除するなどの名目でお金の送金を求められても決して応じないようにしましょう。
- 「送金先が個人宅」、「宅配便で現金を送って」は詐欺の手口です。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

【相談受付時間】平日（火曜日～金曜日）…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です（月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です）